

## 5 付属資料

### 5-1 住田町防災会議条例

(昭和 38 年 7 月 10 日条例第 15 号)

(目 的)

**第 1 条** この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、住田町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

**第 2 条** 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 住田町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又は、これに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

**第 3 条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。
  - (1) 指定地方行政機関の職員 2 人以内
  - (2) 岩手県の知事部局の職員 3 人以内
  - (3) 岩手県警察官 1 人
  - (4) 町長部局の職員 9 人以内
  - (5) 教育長 1 人
  - (6) 消防団長及び消防署の職員 2 人以内
  - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 2 人以内
  - (8) その他町長が必要とする機関の職員 7 人以内
- 6 委員の任期は 2 年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

**第 4 条** 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、住田町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹 事)

**第 5 条** 防災会議に、幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから町長が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(議事等)

**第6条** 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年9月26日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月23日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月12日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月22日条例第20号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月24日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 5-2 住田町災害対策本部条例

(昭和 38 年 7 月 10 日条例第 14 号)

(目 的)

**第 1 条** この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、住田町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

**第 2 条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第 3 条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部をおくことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長をおき災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

**第 4 条** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

**第 5 条** 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 8 月 20 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 5-3 住田町災害対策本部運営要領

(目的)

**第1** この要領は、住田町災害対策本部条例（昭和38年条例第14号）に基づき、住田町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(組織)

**第2** 本部には、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第2項及び第3項の定めるところにより、本部長、副本部長及び本部員をおく。

2 本部長は町長をもって充て、本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、助役をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 教育長、消防長及び消防次長は、本部付とする。

5 本部員は、本部付、各部の部長及び本部長の指名する職員をもって充てる。

6 本部には、部及び班をおき、それぞれ関係課（局、所、署）長及び補佐並びに係長をその職務に充てる。

(事務分掌)

**第3** 前条の組織及び事務分掌は、別に定めるとおりとする。

2 各部長は、部の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めておくとともに、必要簿冊を整える等体制を整備しておかなければならない。

(本部の設置及び廃止)

**第4** 本部は、住田町地域防災計画第3章第1節活動体制計画に定める町災害対策本部の設置基準に基づいて、防災活動を実施するため設置する。

2 本部を設置又は廃止したときは、本部長は、直ちにその旨を関係機関及び住民に周知するものとする。

3 本部長は、災害の推移に応じて臨時部長会議を開催するものとする。

4 部長は、本部が設置されている期間中、所属職員のうちから本部連絡員を指名し、本部に派遣するものとする。

5 本部の廃止は、住田町災害対策本部の廃止基準の定めるところによる。

(地区本部の設置及び組織)

**第5** 災害対策の円滑かつ適切な実施を図るため、本部長が必要と認めるときは、地区本部を設置し、その事務を処理させることができる。

2 地区本部長は、職員をもって充て、原則として課長又は課長補佐職の中から、本部長が指名する。

3 地区本部長は、本部長の命を受けて地区本部を統括する。

4 地区本部には、事務局長を置くものとし、事務局長は職員をもって充て、原則として課長補佐職又は係長職の中から本部長が指名する。

5 事務局長は、地区本部の事務を処理する。

6 本部長は、地区本部に本部員を派遣することができる。

7 地区本部の組織及び事務分掌は、別に定めるところによる。

8 地区本部は、本部長が指示したときに廃止する。

(その他)

**第6** その他この要領実施に関し必要な事項は、本部長はその都度別に定める。

## 5-4 住田町災害警戒本部設置要領

(目的)

**第1** この要領は、気象予警報が発せられ、又は地震若しくは長雨等による地面現象災害が発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、住田町災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

**第2** 警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報、又は洪水警報が発表されたとき。
- (2) 町内に震度4の地震が発生したとき。
- (3) 長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがある場合において、総務部長が必要と認めるとき。
- (4) 大規模な火災、爆発等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総務部長が必要と認めるとき。

(所掌事項)

**第3** 警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報等の受領及び関係機関への伝達に関すること。
- (2) 防災行政無線及び広報車等による広報に関すること。
- (3) 各地域の気象等に関する状況及び被害の発生状況の把握に関すること。
- (4) 消防本部その他関係機関の対応状況の把握に関すること。
- (5) その他情報の収集に関し、必要な事項

(組織)

**第4** 警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。

- 2 本部長は総務課長を、副本部長は総務課長補佐をもって充てる。
- 3 本部員は、課長職にあるもののうちから状況に応じて本部長が指名する。
- 4 本部職員は、総務課職員及び本部員の所属する部の職員等のうちから本部長が指名する。

(本部長及び副本部長)

**第5** 本部長は、部務を総括し、会議を主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6** 警戒本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(設置場所)

**第7** 警戒本部は、総務課に置く。

(警戒本部の廃止)

**第8** 本部長は、次の場合に警戒本部を廃止する。

- (1) 住田町災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 災害の発生するおそれなくなったとき又は警戒本部を継続して設置する必要がないと認めるとき。

(報告)

**第9** 本部長は、岩手県災害警戒本部大船渡地方支部長に対して次の事項を報告するものとする。

- (1) 警戒本部の設置及び廃止に関すること。
- (2) 町のとった対応のうち必要と認める事項
- (3) その他必要と認める事項

(補 則)

**第10** この要領に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 5-5 住田町防災行政無線通信施設運用規程

(昭和 54 年 12 月 1 日 訓令第 7 号)

(目 的)

**第 1 条** この規程は、住田町防災行政無線通信施設（以下「無線」という。）の効率的な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

**第 2 条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「無線設備」とは、電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- (2) 「無線局」とは、無線設備及びその操作を行う者の総体をいう。
- (3) 「親局」とは、特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (4) 「遠隔制御設備」とは、遠隔操作によって親局を作動させ送信するための設備をいう。
- (5) 「中継局」とは、親局及び基地局の通信を中継する無線局をいう。
- (6) 「子局」とは、親局からの電波を受信して、拡声放送をし、及び有線による個別放送をするための設備をいう。
- (7) 「基地局」とは、移動局と交信するための移動しない無線局をいう。
- (8) 「移動局」とは、陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中に通信の運用をする無線局をいう。
- (9) 「無線従事者」とは、無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受けた者をいう。

(無線局等の種別等)

**第 3 条** 無線局等の区分、呼び出し名称及び常置場所は、別表のとおりとする。

(放送及び通信の原則)

**第 4 条** 放送及び通信は、すべて親局又は基地局の統制及び指示のもとに行うものとする。

(放送及び通信の内容)

**第 5 条** 放送及び通信の内容は、防災行政又は一般行政事務を遂行するために必要なものでなければならない。

(秘密の保持)

**第 6 条** 通信業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、又同様とする。

(通信時間)

**第 7 条** 無線局の運用時間は、常時とする。

(親局放送)

**第 8 条** 第 2 条第 3 号に規定する親局からの放送は、次の各号に掲げる事項に関し放送するものとする。

- (1) 災害に関する情報
- (2) 気象業務法施行令（昭和 27 年政令第 471 号）に定める予警報の伝達等
- (3) 行政広報
- (4) 時報チャイム広報
- (5) その他町長が必要と認める事項

(遠隔制御放送)

**第 9 条** 第 2 条第 4 号に規定する遠隔制御設備からの放送は、第 8 条第 1 号及び第 2 号に規定す

るもののほか次の各号に掲げる事項に関し放送するものとする。

- (1) 避難の勧告及び指示
- (2) 消防団員への指示及び連絡
- (3) 火災警報及び予防等の広報
- (4) その他災害応急対策の実施に関し、町長が指示する事項
- (5) その他町長が必要と認める事項

(子局放送)

**第10条** 第2条第6号に規定する子局から有線で放送しようとする者は、その地域において公共的放送として必要があると認められる場合に限り、放送内容を文書で防災担当課長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他により文書に代えることができる。

- 2 前項の放送は、各子局ごとにその所在地域に居住する町職員のうちから別に町長が任命する者の管理のもとで行うものとする。

(移動局通信)

**第11条** 第2条第7号に規定する基地局と同条第8号に規定する移動局との通信及び移動局相互間の通信は、行政全般について必要の都度行うものとする。

(行政広報の依頼)

**第12条** 第8条第3号に規定する放送をしようとする者は、防災行政無線行政広報依頼書(様式第1号)を防災担当課長に提出のうえ、その承認を得なければならない。

(時報チャイム広報の時間)

**第13条** 第8条第4号に規定する放送は、毎日7時、正午及び17時に一斉放送するものとする。

(通信の制限)

**第14条** 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、行政事務のための通信を制限し、又は中止させることができる。

- (1) 災害その他、緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。
- (2) 災害対策本部及び消防署の申し出により、その必要を認めるとき。

(業務記録)

**第15条** 無線従事者は、無線業務に従事した都度、無線業務日誌(様式第2号及び様式第3号)に必要な事項を記録するものとする。

(放送優先順位)

**第16条** 無線の放送優先順位は、親局放送、遠隔制御放送、子局放送の順とする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(維持管理)

**第17条** 無線の保守、点検等の維持管理は、防災担当課において行うものとする。

(補則)

**第18条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。



別 表（第3条関係）

No.	呼 出 し 名 称	管 理 担 当	型式	出力
1	ぼうさいすみた基地局	総務課（建設課 産業振興課） 【その他 総務課：地域振興無線基地局】	固定式	5 W
2	ぼうさいすみた 1	建設課 （岩手 800 す 6147 エスクード）	車載式	10W
3	ぼうさいすみた 2	建設課 （岩手 500 も 9853 ウイングロード）	〃	10W
4	ぼうさいすみた 3	町民生活課 （岩手 500 た 4527 交通指導車）	〃	10W
5	ぼうさいすみた 4	総務課 （車両未設置）	〃	10W
6	ぼうさいすみた 5	建設課（トランシーバー）	携帯型	1 W
7	ぼうさいすみた 6	農政課 （岩手 500 す 3421 カルディナ）	車載式	10W
8	ぼうさいすみた 7	建設課 （岩手 11 ら 5997 ファイター）	〃	10W
9	ぼうさいすみた 8	農政課 （車両未設置）	〃	10W
10	ぼうさいすみた 9	企画財政課 （岩手 500 ゆ 7244 ウイングロード） 【その他 地域振興無線設置】	〃	10W
11	ぼうさいすみた 10	林政課 （岩手 501 す 6261 ミヤミ）	〃	10W
12	ぼうさいすみた 11	林政課 （車両未設置）	〃	10W
13	ぼうさいすみた 12	総務課 （岩手 480 い 5048 ハイゼット）	〃	10W
14	ぼうさいすみた 13	農政課（トランシーバー：使用不可）	携帯型	1 W
15	ぼうさいすみた 14	建設課 （岩手 46 に 654 ミニキャブ）	車載式	10W



## 5-6 住田町防災行政無線通信施設（同報無線）の運用について

（制定 昭和 60 年 5 月 10 日）

防災行政無線通信施設の運用については、住田町防災行政無線通信施設運用規程（昭和 54 年訓令第 7 号）によるほか、この定めにより運用するものとし、業務分掌を明確にし、及び運用に係る一定の基準を示して防災及び行政に関する業務の適正化を図るものとする。

### 第 1 業務分掌

- 1 防災担当課は、次の業務を分掌する。
  - (1) 平常勤務時間内の放送に関する事。
  - (2) 無線設備の調整、改良及び新設等に係る情報の収集に関する事。
  - (3) 無線設備の新設等に係る設置場所の確保に関する事。
  - (4) 無線設備の保守契約に関する事。
  - (5) 無線業務日誌及び無線検査簿の記録及び保管に関する事。
  - (6) 東北総合通信局長に係る事務の一切に関する事。
- 2 住田分署は、次の業務を分掌する。
  - (1) 平常勤務時間外の放送に関する事。
  - (2) 無線設備の調整、改良及び新設等に係る計画の作成及び予算措置に関する事。
  - (3) 無線設備の調整、改良及び新設等に係る工事の契約及び監督に関する事。
  - (4) 無線設備の維持管理に関する事。
- 3 その他
  - (1) 有事において、町災害警戒本部又は災害対策本部が設置され、防災担当課の放送体制が整ったときは、防災担当課から消防本部にその旨を連絡するものとし、その後は、平常勤務時間外であっても、防災担当課において放送を行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

### 第 2 放送の内容及び基準

- 1 放送の内容  
運用規程第 8 条及び第 9 条の各号に掲げる事項の主な内容は、次のとおりとする。
  - (1) 災害に関する情報（第 8 条第 1 号関係）
    - 職員の非常招集
    - 町災害対策本部の設置及び廃止
    - 地震発生（情報注意）
    - 大雨、洪水、強風等による情報
    - その他
  - (2) 気象業務施行令に定める予警報の伝達等（第 8 条第 2 号関係）
    - 大雨（注意報）警報の発表
    - 強風注意報、暴風警報の発表
    - その他
  - (3) 行政広報（第 8 条第 3 号関係）
    - 各種訓練の周知

交通安全、防犯、農作業安全等各種運動の啓発  
交通事故防止及び防犯の呼びかけ  
水道管凍結注意  
断水、汚水の周知  
各種行催事の周知、案内、変更  
選挙における棄権防止の啓発  
火入れの周知  
終戦記念日サイレン吹鳴及び黙とう要請  
原爆死没者慰霊サイレン吹鳴及び黙とう要請  
土砂崩れ等による通行止めの周知  
消火器等悪質訪問販売注意の呼びかけ  
消防屯所サイレン試験吹鳴の周知  
消防演習（火災防御訓練）サイレン吹鳴の周知  
その他

(4) 時報チャイム広報（第8条第4号関係）

(5) その他町長が必要と認める事項（第8条第5号関係）

緊急を要する迷子家出人等行方不明者の捜索

緊急を要する献血の要請

試験放送

その他

(6) 避難の勧告及び指示（第9条第1号関係）

大火災等による避難命令他

(7) 消防団への指示及び伝達（第9条第2号関係）

消防団の出動及び応援要請

(8) 火災警報及び予防等の広報（第9条第3号関係）

火災警報

火災、山火事予防運動啓発

強風注意報、乾燥注意報等による火災予防広報

出火報

延焼防止報

鎮火報

その他

(9) その他災害応急対策の実施に関し、町長が指示する事項（第9条第4号関係）

(10) その他町長が必要と認める事項（第9条第5号関係）

## 2 放送の基準及び例文

前項に係る放送の基準及び例文は別紙の例によるが、状況に応じ適宜修正して放送するものとする。

## 3 放送に係る留意事項

- (1) 緊急火災広報は、平常勤務時間であっても住田分署から放送するものとする。
- (2) 行政広報については、原則として平常勤務時間内に防災担当課から放送するものとする。  
火災予防広報等平常勤務時間外において放送を必要とする場合は、住田分署から放送するものとする。
- (3) 地震に係る放送については気象官署の情報を待たずに広報することができる。ただし、この取扱いについては別に定める。

## 5-7 防災行政無線内容別放送基準及び放送例文

### 1. 災害関係

放送内容	放送に係る基準	No.	放送例文	反復回数
町災害対策本部の設置等	町災害対策本部を設置した場合	1	先ほどの地震により〇時〇分、役場に災害対策本部を設置し、警戒（非常）配備を発令しました。役場職員は直ちに出動してください。	2回
		2	〇時〇分、町の災害対策本部を廃止したのでお知らせします。	2回
	町災害対策地区本部を設置した場合	3	先ほどの地震により〇〇〇地区に災害対策本部地区本部を設置したのでお知らせします。	2回
避難所、収容所、救護所の設置	避難所、収容所及び救護所を設置した場合	4	先ほどの地震により〇〇〇地区〇〇〇（施設名）に避難所（収容所、救護所）を設置したのでお知らせします。	2回

### 2. 地震関係

放送内容	放送に係る基準	No.	放送例文	反復回数
地震の発生	町内に弱い地震で長いゆっくりとした揺れを感じた場合	1	ただいま、長いゆっくりした揺れの地震がありました。今後の情報に十分注意してください。	2回
	町内に震度4以上と思われる大規模な地震を感じた場合	2	緊急地震広報！（2回反復） ただいま、かなり大きな地震がありました。火の元に気をつけ、今後の情報に十分注意してください。	3回

### 3. 気象予警報関係

放送内容	放送に係る基準	No.	放送例文	反復回数
大雨・洪水警報 発 表	大雨警報、洪水警報等が発表され、河川の氾濫、土砂崩れ、崖崩れ、低地の浸水などにより町内に相当の被害が予想される場合。 なお、基準は概ね次のとおりとする。 住田又は五葉山で ① 1時間雨量 50 mm以上（総雨量が 100 mmを超えた場合） ② 3時間雨量 80 mm以上（総雨量が 100 mmを超えた場合） ③ 24時間雨量 160 mm以上 ④ その他状況により必要と認められる場合	1	ただいま、大雨警報が発表されました（されています）。この雨は、今後も降り続く見込みですので十分に注意してください。	2回
		2	ただいま、大雨警報が発表されました（されています）。この雨は、住田で○mmを超えており今夜半まで降り続く見込みですので十分に警戒してください。	2回
		3	台風○号の接近により現在大雨洪水警報が発表されております。今夜半にかけて大雨となるおそれがありますので十分警戒してください。	2回
		4	ただいま、大雨警報が発表されました（されています）。土砂災害の発生するおそれがありますので、危険を感じる前に自主的に避難してください。	2回
暴風（雪）警報 発 表	暴風（雪）警報が発表され、暴風（雪）により建物の倒壊等が発生するおそれがある場合、なお雪は伴わなくても災害が予想される場合。 なお、基準は概ね次のとおりとする。 平均風速が 20m/s 以上（大船渡測候所を確認）	5	ただいま、暴風警報が発表されており、住田町で最大瞬間風速○mを記録しました。火の元には十分注意してください。	2回
		6	ただいま、暴風警報が発表されております。今後とも風（雪）が強まる見込みですから更に警戒してください。	2回

放送内容	放送に係る基準	No.	放送例文	反復回数
特別警報 発表	大雨 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 ○ 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現する場合 ○ 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現(ただし、3時間降水量が150mmを超える格子のみをカウント対象とする)する場合  暴風 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 ○ 「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合  暴風雪 雪を伴う暴風が吹くと予想される場合  大雪 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 ○ 府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続く場合	7	ただいま、大雨特別警報が発表されました(されています)。数十年に一度の大雨が予想されます。ただちに身の安全を守る行動をして下さい。避難勧告等が出された場合は、速やかに避難して下さい。避難ができない場合は、家の中のできるだけ安全な場所に移動して下さい。	2回
		8	ただいま、暴風特別警報が発表されました(されています)。数十年に一度の強度の台風の襲来が予想されます。ただちに身の安全を守る行動をして下さい。避難勧告等が出された場合は、速やかに避難して下さい。避難ができない場合は、家の中のできるだけ安全な場所に移動して下さい。	2回
		9	ただいま、暴風雪特別警報が発表されました(されています)。数十年に暴風雪が予想されます。ただちに身の安全を守る行動をして下さい。避難勧告等が出された場合は、速やかに避難して下さい。避難ができない場合は、家の中のできるだけ安全な場所に移動して下さい。	2回
		10	ただいま、大雪特別警報が発表されました(されています)。数十年に大雪が予想されます。ただちに身の安全を守る行動をして下さい。避難勧告等が出された場合は、速やかに避難して下さい。避難ができない場合は、家の中のできるだけ安全な場所に移動して下さい。	2回

#### 4. 火災広報関係

放送内容	放送に係る基準	No.	放送例文	反復回数
春（秋）の火災 予 防 運 動	春（秋）の火災予防運動期間中 朝	1	ただいま、春（秋）の火災予防運動が実施されています。お出掛けの前にもう一度火の元の点検をしましょう。	2回
	春（秋）の火災予防運動期間中 夜	2	ただいま、春（秋）の火災予防運動中です。お休み前にもう一度火の元の点検をしましょう。	2回
		3	ただいま、春（秋）の火災予防運動が行われています。火の元は安全でしょうか。もう一度火の元を確かめてお休み下さい。	2回
	春（秋）の火災予防運動期間中 適宜	4	ただいま、春（秋）の火災予防運動が行われています。空気が乾燥して火災の起こりやすい季節です。火の元には十分注意してください。	2回
山火事防止運動	山火事防止運動期間中 適宜	5	ただいま、山火事防止運動中です。山に入るときはタバコの投げ捨て、たき火の残り火に気をつけましょう。	2回
火 災 予 防 広 報	強風注意報が発表され、火災の起こりやすい状況時	6	現在、強風注意報が発表されております。風が強まり、突風を伴うおそれがありますので火の元には十分注意してください。	2回
火 災 予 防 広 報 消 防 演 習 の 周 知	乾燥注意報が発表され、火災の起こりやすい状況時	7	現在、乾燥注意報が発表されております。空気が乾燥し、火災が起こりやすくなっておりますので、火の元には十分注意してください。	2回
	演習日前日の夕方	8	明日、〇時から消防演習が行われます。サイレンが鳴りますが、火災と間違わないようお知らせします。	
防火査察実施の 周知と協力依頼	前日の夕方	9	ただいま春（秋）の火災予防運動が行われています。消防団では明日、一般家庭の立入検査を行いますので、皆さんの協力をお願いします。	2回
火 災 警 報 発 令 の 周 知 と 出 動 命 令	火災警報発令時	10	〇時〇分、町内に火災警報が発令されました。各分団は警戒してください。	3回
火 災 警 報 解 除 の 周 知	火災警報解除時	11	火災警報は、〇時〇分に解除になりました。	2回
出火報と出動命令	出火報受信後直ちに	12	《サイレン吹鳴》3秒～2秒休み（3回） 緊急火災広報！（2回反復） ただいま、〇〇地区〇〇地内で〇〇火災が発生しました。消防団は第〇出動してください。	2回
鎮 圧 報	現場指揮者からの指示による	13	先ほどの〇〇地区〇〇地内で発生した〇〇火災は、鎮圧状態です。屯所待機の消防団員は解散してください。	2回
鎮 火 報	鎮火後	14	先ほどの〇〇地区〇〇地内で発生した〇〇火災は、鎮火しました。	2回



応 援 要 請	応援要請の指示による	15	緊急火災広報！（2回反復） 先ほどの〇〇地区〇〇地内で発生した〇〇火災は、延焼拡大の危険があります。消防団は第〇出動してください。	2回
---------	------------	----	--	----

## 5. ライフライン関係

放送内容	放送に係る基準	No.	放送例文	反復回数
水道管凍結注意	低温注意報が発表され、住田町の最低気温が氷点下〇℃を下回ると予想される場合	1	今晚から明日の朝にかけて厳しい冷え込みが予想されますので、水道管の凍結には、十分注意してください。水抜き栓のついている家庭では、お休みに前に確実に水を抜いてください。	2回
断水の周知	緊急な事態により断水したことを特定の地域に周知が必要な場合	2	断水のお知らせをします。〇〇〇付近の本管破損による緊急修理のため、〇〇地区で〇時から〇時まで断水しますので協力をお願いいたします。	2回
		3	水道管の修理のため、〇〇から〇〇までの地区が、ただいまから約〇時間断水となりますのでご了承ください。	2回
水道管工事による赤水注意	該当地域に広報する。	4	水道管工事のため、〇〇から〇〇までの間で赤水が出るおそれがありますのでお知らせします。なお、夕方、〇時頃までには復旧の見込みです。	2回
訓練による水道水の濁り注意	該当地域に広報する。	5	明日、〇時から〇〇訓練が行われ、消火栓を使用するため、水道水が濁るおそれがありますのでお知らせします。	2回
停電の周知	該当地域に広報する。	6	ただいま、町内の〇〇地域で、広い範囲にわたり停電しています。復旧を急いでおります。（〇〇頃、復旧される見込みです。）しばらくの間、ご協力をお願いします。	2回
下水道施設故障の周知	該当地域に広報する。	7	ただいま、町内の〇〇地域で、下水道施設が故障しています。（水を流さないでください。）復旧を急いでおります。（〇〇頃、復旧される見込みです。）しばらくの間、ご協力をお願いします。	2回
電話回線不通等の周知	該当地域に広報する。	8	ただいま、町内の〇〇地域で〇〇のため、広い範囲にわたり電話が不通になっています。NTTによりますと〇〇頃、復旧される見込みです。	2回
交通機関運休等の周知	該当地域に広報する。	9	〇日から〇日まで、JR釜石線（岩手県交通〇〇線）は運休となります。	2回
通行止めの周知	公共性のある道路について、緊急かつ他に周知する手段のない場合	10	土砂崩れのため国道〇号線〇〇地区が通行止めとなっております。迂回路はありませんので注意してください。	2回
		11	土砂崩れのため通行止めとなっております〇〇〇〇は、復旧し通行可能となりましたのでお知らせします。	2回

## 6. 行政広報関係

放送内容	放送に係る基準	No.	放送例文	反復回数
交通安全 (交通事故防止)	春(夏)の全国交通安全運動、春の行楽期の交通安全県民運動 夏の交通安全県民運動、老人の交通安全県民運動、飲酒運転絶滅県民運動、年末年始の交通安全県民運動の実施開始日前日及び期間中適宜放送する。	1	明日から、〇〇〇〇交通安全運動が行われます。交通事故には十分注意しましょう。	2回
		2	ただいま、〇〇〇〇交通安全運動が行われております。車を運転する皆さんはシートベルトを着用し安全運転に心がけましょう。	2回
		3	ただいま、夏の交通安全運動が夏休み中の子供の交通事故防止を重点に行われております。子供の飛び出し事故が多くなっておりますので特に注意しましょう。	2回
		4	明日から年末年始の交通安全県民運動が始まります。この時期は、酒を飲む機会が多くなりますので飲酒運転は絶対に行わないようにみんなで注意しましょう。	2回
		5	明日から、秋の交通安全運動が行われます。車を運転する方は、夕方の事故防止のためライトを早めに点灯し安全速度を守りましょう。	2回
交通事故防止	県下に交通非常事態の発令時	6	現在、〇〇〇〇交通安全運動が行われておりますが、死亡事故が多く発生しています。このため、県下全域に交通非常事態が発令されました。ドライバーの皆さんは安全運転に心がけ交通事故の防止に協力をお願いいたします。	2回
防犯運動	春の防犯運動(4月21日～5月5日)、夏の防犯運動(7月21日～8月20日)、全国防犯運動(10月11日～10月20日)、年末年始防犯運動(12月15日～1月7日)の実施開始日前日及び期間中適宜放送する。	7	明日から、〇〇〇〇防犯運動が行われます。犯罪や事故の防止に協力をお願いいたします。	2回
		8	ただいま、〇〇〇〇防犯運動が行われております。夏まつりや海水浴場などでの犯罪や事故の防止に協力をお願いいたします	2回
防犯の呼びかけ		9	最近、町内で空き巣ねらいによる被害が相次いで発生しております。お出かけの際は、現金などの保管や戸締まりに十分注意しましょう。	2回
選挙における棄権防止の啓発	投票日前日の夕方5時頃	10	明日、〇〇選挙の投票日です。投票時間は、午前〇時から午後〇時までとなっております。皆さん、棄権しないで投票しましょう。	2回
	投票日当日の朝8時30分頃	11	今日は、〇〇選挙の投票日です。有権者の皆さん、棄権しないで投票しましょう。	2回
	投票日当日の夕方5時頃	12	今日は、〇〇選挙の投票日です。投票時間は午後〇時までです。有権者の皆さん、棄権しないで投票しましょう。	2回

放送内容	放送に係る基準	No.	放送例文	反復回数
行催事の周知及び案内	全町民を対象とする行催事について放送する。	13	今日と明日の2日間、〇時から産業まつりは〇〇で、農業まつりは〇〇で開催されます。多彩な催しが行われますのでご観覧ください。	2回
		14	今日、〇時から住田町農林会館で住田町町づくり大会が開かれますので多数の参加をお願いいたします。	2回
有害鳥獣駆除実施の周知	原則として放送しない。	15	明日、〇時から夕方まで町内でカラス、〇〇の有害鳥獣駆除を行いますので十分注意してください。	2回
火入れの周知	火入れが火災と誤認されるおそれがある場合	16	現在、〇〇町〇〇地内の林道工事のため、火入れを行っております。火災ではありませんのでお知らせします。	2回
サイレン吹鳴の周知及び黙祷の要請	終戦記念日の8月15日正午の直前に放送する。	17	今日は、〇回目の終戦記念日です。戦没者のご冥福と世界の恒久平和を祈念し、正午にサイレンを鳴らしますので、黙祷を捧げられるようお願いいたします。	2回
	広島、長崎の原爆投下時間に合わせ放送する。	18	今日、8月〇日は広島（長崎）に原爆が投下された日です。原爆による犠牲者のご冥福と世界の恒久平和を祈り、〇時〇分にサイレンを鳴らしますので、サイレンに合わせ1分間の黙祷を捧げられますようお願いいたします。	2回
消火器の訪問販売注意	消防署員を装い、不当な手段で消火器を販売している旨の苦情があった場合	19	最近、消防署員と間違われるような服装や話で、消火器の訪問販売が行われているようです。これは、消防署とは関係がないので注意してください。	2回

## 7. その他

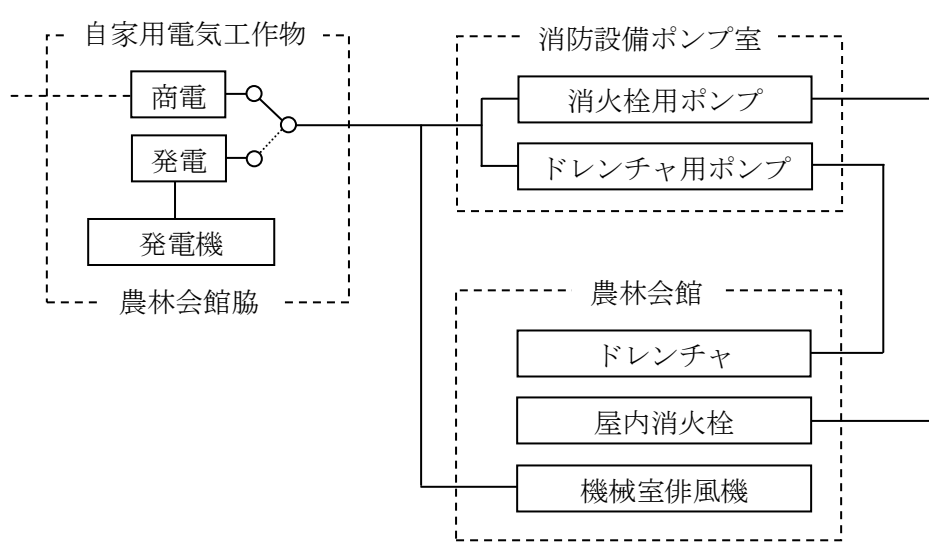
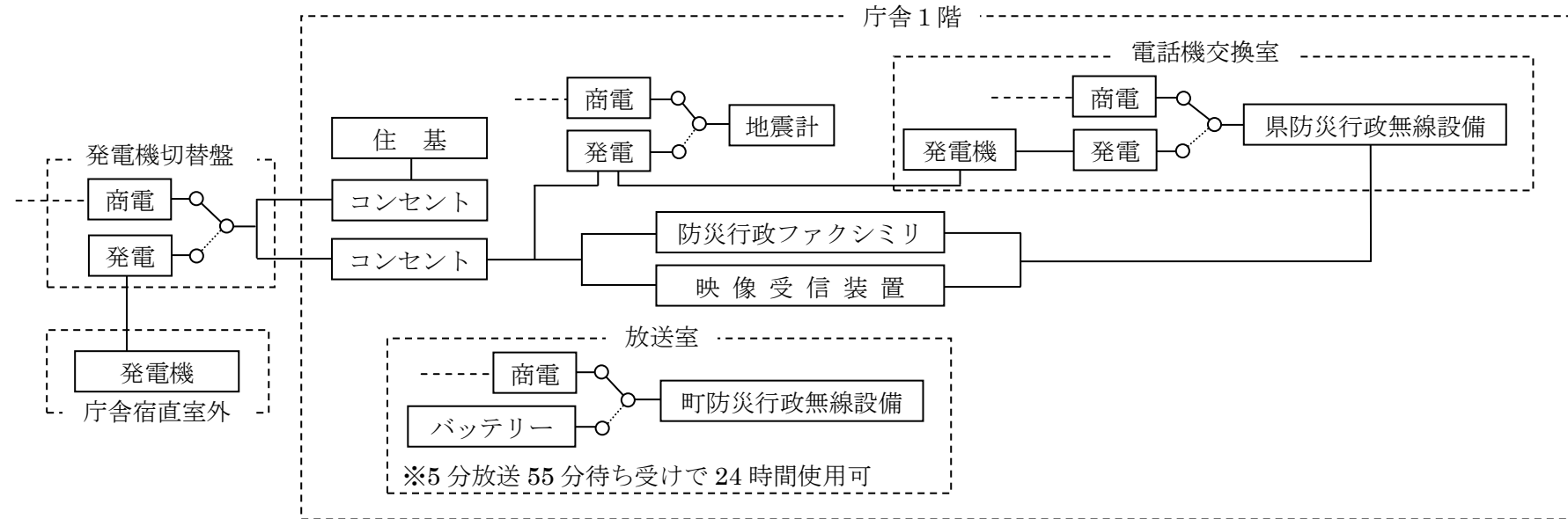
放送内容	放送に係る基準	No.	放送例文	反復回数
献血の協力要請	あくまでも緊急を要し、かつ大量に必要とするものに限る。	1	ただいま、住田地域診療センターで〇型の血液を必要としております、町民の皆さんの協力をお願いします	2回
		2	先ほどの血液は間に合いました。ご協力ありがとうございました。	2回
迷子家出人等の捜索	緊急を要する場合に限る	3	適宜	2回
防災行政無線の試験放送	子局が正常に動作しているか確認が必要な場合 (原則として個別放送に限る。)	4	ただいま、同報無線の機械点検のため試験放送中です。「本日は晴天なり。本日は晴天なり。」(町民の皆さん、ご協力ありがとうございました。)	1回
サイレン試験吹鳴の周知	個別又は群別により放送する。	5	ただいまから、〇〇〇〇のサイレンの試験を行いますのでお知らせします。	2回

## 5-8 住田町防災行政無線子局設置箇所

番号	地区	設置箇所	備考
1	大洞	上有住字土倉 298-752	
2	土倉	上有住字土倉 176-1	
3	中塚	上有住字中沢 59-8	
4	寒倉	上有住字上寒倉 18-3	
5	小松	上有住字小松 41-2	
6	天嶽	上有住字天嶽 200-1	
7	和田野		和田野 109 番の先 道路敷地
8	八日町	上有住字八日町 65-2	
9	船作	上有住字船作 26-3	
10	五合畑	上有住字五合畑 162-9	
11	西野	上有住字西野 3	
12	二度成木	上有住字二度成木 153-1	
13	恵蘇	上有住字恵蘇 15	
14	山脈地	上有住字山脈地 15-1	
15	両向	上有住字二反田 14-1	
16	上大畑	上有住字根岸 51-1	
17	奥新切	下有住字奥新切 19-1	
18	新切		新切 124-1 の先 農免道路入口
19	十文字	下有住字十文字 379	
20	中上	下有住字中上 72-1	
21	中山	下有住字高瀬 65-3	
22	高瀬	下有住字高瀬 255	
23	火の土	下有住字火の土 105-4	
24	竹ノ原	世田米字竹ノ原 36-3	
25	天風	世田米字天風 38-1	
26	向川口	世田米字向川口 38-4	
27	里古屋	世田米字里古屋 25-6	
28	下大股	世田米字下大股 25-3	
29	啜畑	世田米字小股 166-1	
30	小股	世田米字小股 43-6	
31	小府金	世田米字小府金 24-3	
32	赤畑	世田米字赤畑 39-2	
33	本町	世田米字清水沢 59-37	
34	松ヶ平	世田米字小口洞 49-1	
35	世田米町	世田米字世田米駅 21-1	
36	上城	世田米字上城 66-2	
37	向村	世田米字向村 97-2	
38	日向	世田米字日向 16-5	
39	大崎	世田米字大崎 33-1	
40	火石	世田米字火石 12	
41	山谷	世田米字野形 20-4	
42	田谷	世田米字田谷 33-3	国道脇
43	田畑	世田米字田畑 107-5	
44	大祝	上有住字土倉 298-16	再再送信子局(スピーカーなし)
45	清水	世田米字小股 91-2	再再送信子局(スピーカーなし)

番号	地区	設置箇所	備考
00	親局	世田米字川向 88-1	
00	中継局	世田米字大平 34-1	NTT 中継所脇

5-9 住田町役場庁舎非常電源系統概略図 (新庁舎移転のため作成中)



停電の措置

- 庁舎1階コンセント
  - 1 発電機切替盤の電源ケーブルを宿直室外の発電機に接続し、発電機を稼動する。
  - 2 発電機切替盤の切替スイッチを「発電機回路」に切り替える。
- 県防災行政無線設備
  - 1 県防災行政無線設備の電源を切り、電源ケーブルを電話機交換室の発電機に接続する。
  - 2 発電機を稼動し、切替盤スイッチを「非常」に切り替える。
  - 3 県防災行政無線設備の電源を入れる。
- 地震計
  - 1 電源ケーブルを、非常用コンセント又は電話機交換室の発電機に接続する。
  - 2 切替盤スイッチを「発電」に切り替える。

## 5-10 災害弔慰金の支給等に関する条例

### 第1章 総 則

(目 的)

**第1条** この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対して支給する災害弔慰金、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行ないもって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定 義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

### 第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

**第3条** 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

**第4条** 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
  - ア 配偶者
  - イ 子
  - ウ 父母
  - エ 孫
  - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

**第5条** 災害により死亡した者1人あたりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

**第6条** 災害の際現にその場にあつた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

**第7条** 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) その他特別な事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

**第8条** 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

**第9条** 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

**第10条** 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

**第11条** 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

**第12条** 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

**第13条** 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害



の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - ア 家財についての被害金額が、その家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合150万円
    - イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合250万円
    - ウ 住居が半壊した場合270万円
    - エ 住居が全壊した場合350万円
  - (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - ア 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合150万円
    - イ 住居が半壊した場合170万円
    - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）250万円
    - エ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合350万円
  - (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(利率)

**第14条** 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

**第15条** 災害援護資金は、年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上げ償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

**第16条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」を「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあっては無利子）」とする。
- 3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及

び平成 23 年特別令第 14 条第 7 項の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 50 年 12 月 20 日条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年 3 月 15 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年 7 月 3 日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年 1 月 14 日から適用する。

附 則（昭和 56 年 9 月 28 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 57 年 10 月 2 日条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和 62 年 12 月 24 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条の規定は、昭和 62 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（平成 10 年 11 月 13 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 10 年 8 月 1 日以降に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（平成 23 年 6 月 13 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

附 則（平成 23 年 9 月 8 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給について適用する。

## 5-11 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

**第2条** 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

**第3条** 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

**第4条** 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

**第5条** 町長はこの町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 町は障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙様式第1号）を提出させるものとする。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(借入の申込)

**第6条** 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付を受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙様式第2号）を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付を受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

- (3) 貸付を受けようとする理由及び資金の用途についての計画
  - (4) 保証人となるべき者に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
  - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
  - (3) その他町長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調 査)

**第7条** 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付の決定)

**第8条** 町長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別紙様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

- 2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（別紙様式第4号）を、借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

**第9条** 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、保証人の連署した借用書（別紙様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

**第10条** 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

**第11条** 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

**第12条** 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別紙様式第6号）を、町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

**第13条** 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第7号）を、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（別紙様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

- 3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別紙様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

**第14条** 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別

紙様式第 10 号) を、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(別紙様式第 11 号) を、当該借受人に交付するものとする。
- 3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別紙様式第 12 号) を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

**第 15 条** 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第 13 号) を、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
  - (1) 借受人の死亡を証する書類
  - (2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
- 3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(別紙様式第 14 号) を、当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(別紙様式第 15 号) を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

**第 16 条** 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

**第 17 条** 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人はすみやかに、その旨を町長に氏名等変更届(別紙様式第 16 号) を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

**第 18 条** この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続きについて必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和 49 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。)第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。)第 14 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 6 条第 3 項の適用については、「その者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日」とあるのは「平成 30 年 3 月 31 日」とする。
- 3 前項の災害援護資金の貸付けであって保証人を立てないものに係る第 9 条の適用については、「保証人の連署した借用書」とあるのは「借用書」と、「資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)& 及び保証人の印鑑証明書」とあるのは「資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書」とする。

附 則(昭和 57 年 10 月 1 日規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10

日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成 23 年 6 月 13 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

様式第1号

診 断 書

氏 名		生年月日	明 治 大 正 昭 和 平 成	年 月 日	性別	男・女
傷 病 名			負傷発病年月日	年 月 日		
障害の部位			初 診 年 月 日	年 月 日		
既 往 症		既存障害	治 ゆ 年 月 日	年 月 日		
療養の内容 及び経過						
障害の状態 の 詳 細	(図で示すことができるものは図解すること)					
関 節 運 動 範 囲	種類範囲					
	部位					
		右				
		左				
		右				
		左				
上記のとおり診断します。						
年 月 日 病院又は 診断書の			郵便番号 所在地	電話番号	局番	
			名 称			
			診療担当者 氏 名	印		

様式第2号

災害援護資金借入申込書

受付日		受付番号		受付者		貸付番号			
被災日時	年月日時			災害名					
被害の種類	1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害			被害場所					
返す方法				いつまでに返せますか		年 月 ( 回)			
借入申込者について	フリガナ				男・女	明治 大正 昭和 平成			
	氏名					年 月 日生( 歳)			
	フリガナ				郵便番号	電話番号			
	現住所		( ) 方		〒	( )			
	本籍				本籍の名称と所在地				
	職業								
	世帯の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入(月収)	勤務先・学校名	
収入合計		円		支出合計		円			
資産の状況	土地	(1)宅地 m <sup>2</sup> (2)田畑 m <sup>2</sup> (3)山林 m <sup>2</sup>		住居の状況		(1)自家(2)借家(3)借間(4)同居			
	建物	(1)自宅 m <sup>2</sup> (2)その他 m <sup>2</sup>		生活保護		年 月 日より受給(生住教医)			
	負債	(内容) (金額) 円							
連帯保証人	氏名				男・女	明治 大正 昭和 平成			
	現住所					本籍地			
	職業		月収	円	申込者との関係				
	資産	土地	(1)宅地 m <sup>2</sup> (2)田畑 m <sup>2</sup> (3)山林 m <sup>2</sup>		勤務先	名称		電話局番	
建物		(1)自宅 m <sup>2</sup> (2)その他 m <sup>2</sup>		所在地					
この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況						(有・無) (状況)			
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無						(有・無)			
資金の用途	資金の使い方総額			円	資金の内訳			合計	円
	に			円	災害援護資金で			円	
	に			円	手持ち資金で			円	
	に			円	その他( )で			円	
	に			円					



被害者の状況	被災時の 具体的状況					負傷	全治	ヵ月
	住居の被害	(1) 全 壊		(2) 半 壊				
	被害の家財	品 名	現在購入に 要する費用	被害額	品 名	現在購入に 要する費用	被害額	
		和 だ ん す			婦 人 用 腕 時 計			
		整 理 だ ん す			畳 ( 畳中で 畳が被害)			
		洋 服 だ ん す						
		鏡 台			障 子			
		腰 掛 机			ふ す ま			
		本箱・本だな						
		食器・戸だな			小 計			
		食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財			
		げ た 箱						
		照 明 器 具			品 名	現在購入に 要する費用	被害額	
		じゅ う た ん						
		扇 風 機						
		石 油 ス ト ー ブ						
		電 気 や ぐ ら こ た つ						
		電 気 冷 蔵 庫						
		電 気 ・ ガ ス 炊 飯 器						
		電 気 洗 た く 機						
電 気 掃 除 機								
ミ シ ン								
電 気 アイ ロ ン								
自 転 車								
テ レ ビ								
ラ ジ オ								
柱 時 計								
目 覚 し 時 計				小 計				
紳 士 用 腕 時 計				合 計				
上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。 年 月 日 借入申込者 印								
上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。 年 月 日 連帯保証人 印								
住田町長 様								

様式第3号

						第	号	
						年	月	日
様								
住田町長								
印								
災害援護資金貸付決定通知書								
年 月 日お申込になりました災害援護資金は、下記のとおり貸付を決定いたしましたので、お知らせします。								
記								
受付番号	第	号						
貸付金額			円					
据置期間	年	月	日から	年	月	日まで		
償還期間	年	月	日から	年	月	日まで		
償還方法								
利子	年3パーセント							
資金をお渡しする日と手続きについて								
1	貸付金交付日		年	月	日			
2	場 所							
3	ご持参なされるもの							
	(1) この通知書							
	(2) 同封の借用書							
	(3) あなたの印鑑							
	(4) あなたと保証人の印鑑証明書各一通							

様式第4号

						第	号	
						年	月	日
様								
住田町長								
印								
災害援護資金貸付決定不承認通知書								
年 月 日お申込になりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。 (不承認の理由)								

### 様式第5号

貸付決定番号	号
災 害 援 護 資 金 借 用 書	
借 用 金 額	円
利 子	年3パーセント
据 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
償 還 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
償 還 方 法	

上記のとおり借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所  
借受人氏名 印

住 所  
保証人氏名 印

### 様式第6号

繰上償還申出書	
下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。	
年 月 日	
借受人	住 所
	氏 名
住田町長 様	
記	
貸 付 番 号	
借 受 人 氏 名	
貸付を受けた日	
貸付を受けた金額	
償 還 期 間	
償 還 金 額	
償 還 未 済 額	
繰上償還をする日	
〃 金額	

様式第7号

償 還 金 支 払 猶 予 申 請 書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借 受 人 住 所  
氏 名

連帯保証人 住 所  
氏 名

住田町長 様

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入金額		貸付番号	
	据置期間	1 年 3 年	希望猶予 第 年 月 日 ただし 年 月 日 回償還以降	ヵ月
	償還方法	2 年 5 年		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

様式第 8 号

						第	号	
						年	月	日
		様						
				住田町長			印	
				支 払 猶 予 承 認 通 知 書				
				年 月 日申し出がありました償還金の支払猶予については、次のとおり承認となつたのでお知らせいたします。				
支払猶予承認期間		年	月	日から		ヵ月		
変更後の償還期間		年	月	日から		年	月	日まで

様式第 9 号

						第	号	
						年	月	日
		様						
				住田町長			印	
				支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書				
				年 月 日申し出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。				
				(不承認の理由)				

様式第 10 号

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借 受 人 住 所  
氏 名 印

連 帯 保 証 人 住 所  
氏 名 印

住田町長 様

記

貸 付 番 号					
支払免除を申請する違約金の金額					
内 容	回 数	期 限	元 金	利 子	申請日までの違約金
		年 月 期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第 11 号

			第	号	
			年	月	日
様					
			住田町長	印	
違 約 金 支 払 免 除 承 認 通 知 書					
年 月 日申し出がありました違約金の支払免除につきましては、下記のとおり承認されましたので、お知らせいたします。					
記					
年 月 日償還予定の第	回償還金元金	円、利子	円		
に係る	年 月 日における違約金	円の支払を免除いたします。			

様式第 12 号

			第	号	
			年	月	日
様					
			住田町長	印	
違 約 金 支 払 免 除 不 承 認 通 知 書					
年 月 日申し出がありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたので、お知らせいたします。					
(理由)					
なお、あなたの	年 月 日償還予定の第	回償還金(元利合計	円)		
に係る違約金は、	年 月 日現在	円となっておりますので至急償還を願	います。		

様式第 13 号

災 害 援 護 資 金 償 還 免 除 申 請 書					
貸付番号					
借受人氏名		貸付けを 受けた日	年 月 日	貸付 金額	円
償還期限	年 月 日	償還金額	円		
免除申請額	円（償還未済額の 全 部 一部で 円）				
免除申請理由及び 理由発生年月日又 は理由継続期間					
免 除 申 請 者	フリガナ		男・女	明治	年 月 日生
	氏 名			大正 昭和 平成	
	現住所				
	本 籍				
	借受人との関係		職 業		
	勤務先及び所在地				
借 受 人 又 は 相 続 人	フリガナ		男・女	明治	年 月 日生
	氏 名			大正 昭和 平成	
	現住所		借受人と の 続 柄		
	職 業		勤務先及 び所在地		
保 証 人	フリガナ		男・女	明治	年 月 日生
	氏 名			大正 昭和 平成	
	現住所		借受人と の 関 係		
	職 業		勤務地及び 所 在 地		
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。					
年 月 日					
住田町長 様				免除申請者 印	



### 様式第 14 号

		第 号
		年 月 日
様		
	住田町長	印
	災害援護資金償還免除承認通知書	
年 月 日	申出がありました災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたので、お知らせいたします。	
(承認内容)		
全部免除・一部免除		
申請日現在の償還未済額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円
償還を免除した額	元 金	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円
償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 10.75%の率で違約金がさらに加算されます。		

### 様式第 15 号

		第 号
		年 月 日
様		
	住田町長	印
	災害援護資金償還免除不承認通知書	
年 月 日	申出がありました災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたので、お知らせいたします。	
(不承認の理由)		
なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 10.75%の率で違約金がさらに加算されます。		
	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

様式第 16 号

氏 名 等 変 更 届

受付番号				
借受人	氏名		住所	
連帯保証人	氏名		住所	
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他	(異動の内容)			
<p>災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたので、お届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借受人 (又は同居の親族) 住 所 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 住 所 氏 名 印</p> <p>住田町長 様</p>				

## 5-12 住田町小災害見舞金等交付要領

(目的)

**第1条** この要領は、小災害が発生した場合に、り災者世帯に対して見舞金及び弔慰金を給付し、り災者の援護を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小災害 水害、地震、火災、その他の災害で災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する政令で定める程度の災害を除いたものをいう。
- (2) 全壊世帯 住宅の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延面積の7割以上に達した世帯又はその住家の残存部分に修理を行っても住家として使用できないと判断される世帯をいう。
- (3) 半壊世帯 住家の損壊又は焼失した部分の面積が、その住宅の延面積の2割以上7割未満の場合であって、その損失部分の修理を行うことによって、住家として使用できる世帯をいう。
- (4) 床上浸水世帯 全壊、半壊世帯に該当しない場合であって、住家の床上に浸水した世帯をいう。
- (5) 住家 現実にその建物を居住の用に供しているもので、アパート等集団で居住している場合は、各世帯の独立性が認められる場合に限り、住家という。
- (6) 世帯 実際の生計を一つにしている家族単位をいう。
- (7) 重傷者及び軽傷者 1月以上の入院加療を要する傷害を受けた者を重傷者といい、それ以外の負傷者を軽傷者という。

(り災の認定)

**第2条** り災程度の認定は、住田町長が行うものとする。

(見舞金等の種類)

**第4条** 小災害見舞金等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) り災者見舞金
- (2) 負傷者見舞金
- (3) 弔慰金

(見舞金の交付)

**第5条** り災者見舞金は、小災害によつてり災した世帯に交付する。

- 2 負傷者見舞金は、小災害によつて負傷した者に交付する。
- 3 弔慰金は、小災害によつて死亡した者の遺族に交付する。

(見舞金の額)

**第6条** 小災害見舞金等の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 住家被害に係る見舞金（1世帯当たり）

全壊世帯	2万円
半壊世帯	1万円
床上浸水世帯	5千円
- (2) 死傷者に係る1人当たりの弔慰金又は見舞金

死亡者	2万円
重傷者	1万円

軽傷者 5千円  
(補 則)

**第7条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に町長が定める。

附 則  
この要領は、昭和52年5月1日から施行する。  
附 則 (昭和61年12月26日告示第84号)  
この要領は、昭和62年1月1日から施行する。